

**令和8年度 未来発見！やまぐちインターンシップ推進事業
(インターンシッププログラム構築支援・プレゼンテーションイベント)
実施業務仕様書**

本仕様書は、山口県と受託者との間で契約する令和8年度未来発見！やまぐちインターンシップ推進事業（インターンシッププログラム構築支援・プレゼンテーションイベント）実施業務の委託について適用する。

1 事業の目的

本業務は、県内企業が特色や強みを生かした魅力的なインターンシッププログラム（以下単に「プログラム」という。）を企画及び実施できるよう支援するとともに、その内容を学生に分かりやすく発信する機会を設けるものである。

具体的には、受託者が有する知見やノウハウを活用し、企業と伴走しながらプログラムの構築支援を行い、その成果を学生向けのインターンシッププログラムプレゼンテーションイベント（以下単に「イベント」という。）において発信する。

これにより、プログラムの質的向上及び企業の発信力強化を図り、学生の関心喚起と県内就職の促進につなげることを目的とする。

2 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の概要

本業務は、次に掲げる2つの業務で構成する。

- (1) プログラム内容の構築支援
- (2) イベントの開催

両業務は相互に関連するものであり、プログラム構築支援の成果を、イベントにおいて発信することを前提として一体的に実施するものとする。

4 委託業務の内容

(1) インターンシッププログラム内容の構築支援

ア 概要

インターンシップ未実施企業又は既存のインターンシップの内容に課題を有する県内企業を対象に、学生の参加意欲を喚起するプログラムの構築支援を行う。

受託者が有する知見やノウハウを活用した伴走型支援を通じて、インターンシップの企画及び運営に関するノウハウ不足や受入準備に係る負担感の解消を図り、県内企業におけるインターンシップ受入体制の強化及びプログラムの質的向上を目指す。

イ 支援企業数

10社程度

ウ 実施時期

令和8年4月下旬から同年3月上旬まで

エ 対象企業の要件

次の要件をすべて満たす企業のうち、山口県と協議の上、選定するものとする。

- ・県内に本社又は主要事業所を有する企業
- ・原則として、山口県インターンシップ推進協議会にインターンシップ受入事業所として登録している企業（未登録の企業については、構築支援の過程において同協議会への登録を促すこと。）
- ・インターンシップの新規受入又は内容改善に意欲を有する企業
- ・学生が関心を持ちやすい特徴や強みを有する企業
- ・構築支援後のイベントへの参加に前向きな企業

オ 支援内容

支援内容は、少なくとも次に掲げる事項を含むものとする。

- ・企業へのヒアリングによる現状分析及び課題整理
- ・プログラム内容の設計支援（テーマ設定、日程構成、体験内容の具体化等）
- ・受入体制整備に関する助言（社内役割整理、運営方法等）
- ・必要に応じた受入マニュアルや説明資料の作成支援
- ・プログラム内容を対外的に発信するための表現整理及び助言

カ 支援プロセス(例)

項目	内容	実施時期（目安）
① 対象企業選定・調整	事業趣旨に基づき、支援対象となる企業 10 社を選定し、参加意思を確認	～5月下旬
② 事前ヒアリング	各企業への訪問又はオンライン面談を実施し、現状のインターンシップの体制・課題を整理	5月下旬～ 9月上旬
③ プログラム設計支援	各企業の課題に応じて、インターンシップの内容、日程、学生受入体制等を一緒に検討。 受入マニュアル・説明資料の作成支援、社内担当者向け打合せの実施。	9月上旬～ 11月上旬
④ プレゼン支援	後述のイベントでの発表に向け、説明資料の作成支援、社内担当者向け打合せの実施	11月中旬
⑤ 実施サポート	必要に応じて現場フォローや改善助言を実施	2月
⑥ 成果共有・報告	各社支援内容をまとめ、全体報告書として提出	3月上旬

※ 各企業に対し、複数回の打合せを行うなど、効果的な支援を実施すること。

(2) プレゼンテーションイベントの開催

ア 目的

構築したプログラムについて、企業自らが学生に向けて発表する機会を設けることで、企業と学生の新たな接点を創出し、インターンシップへの参加意欲の向上を図る。

なお、本イベントには、プログラム構築支援を実施した企業に加え、構築支援を受けていない企業も参加できるものとする。

本イベントは、初めてインターンシップへの参加を検討する学生層を主な対象とし、インターンシップ参加の入口として位置付けるものとする。

イ 実施時期

令和8年12月上旬頃（具体的な時期については、別途山口県と協議の上決定する。）

ウ 参加企業

15社程度（プログラム構築支援を実施した企業以外の参加も可能とする。）

エ 対象学生

- ・県内外の大学生、短期大学生、専修学校生、高等専門学校生等（全学年）
- ・特に、大学1年生及び2年生を中心とした低学年層

オ 実施内容

次に掲げる内容を基本とし、学生が参加しやすく、インターンシップへの関心が高まるよう工夫して実施すること。

- ・企業によるプログラムのプレゼンテーションを実施すること。
- ・学生が企業やプログラムの内容を理解しやすく、参加意欲が高まるよう、進行や構成について工夫すること。
- ・プログラム構築支援を実施した企業以外の企業については、プログラム内容を対外的に発信するための表現整理及び助言をすること。
- ・学生と企業担当者等が直接交流できる機会（質疑応答、個別相談等）を設けること。
- ・県外在住の学生等も参加・視聴できるよう、必要に応じてオンライン配信等の手法を活用すること。
- ・イベント実施後の効果検証のため、参加者アンケートを実施し、結果を整理すること。
- ・学生が参加しやすいよう、必要に応じて参加環境への配慮を行うこと。

カ 広報の実施

- ・SNS等を活用し、学生に対して効果的な周知を行うこと。
- ・大学、短期大学、専門学校等と連携し、学内広報等を通じた参加促進を図ること。
- ・広報内容及び方法については、事前に山口県と協議し、了承を得ること。

5 実施体制

業務を円滑に遂行するため、山口県及び関係機関との連携・調整を行う実施体制を構築すること。

6 成果物

受託者は、本業務の完了に当たり、次に掲げる成果物を提出すること。

- ・プログラム構築支援実施報告書
(支援企業一覧、支援内容、成果、課題及び今後への示唆を含むもの。)
- ・イベント実施報告書
(開催概要、参加企業数・参加学生数、アンケート結果等を含むもの。)
- ・その他、山口県が必要と認める資料

7 留意事項

山口県は、受託者が本仕様書に基づく業務を適切に履行しなかった場合には、契約書の定めに基づき、委託契約額の一部又は全部の返還を求めることがある。

8 業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、業務の実施状況について、山口県と協議の上、必要に応じて報告を行うこと。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、受託者は山口県と連携の上、速やかに解決を図ること。
- (3) 委託業務の性格上、利用者の個人情報を取り扱うことから、受託者はこの業務に従事する職員に対して守秘義務を課すこと。この守秘義務は、この業務終了後においても同様とすること。
- (4) 受託者は、業務の実施に要する経費の支出を証明する書類等を保存するとともに、山口県からの指示に応じてこれを山口県に提出すること。

9 著作権

- (1) 成果品の著作権は、山口県に帰属するものとし、著作者人格権は行使しない。
- (2) 受託者は、成果品を第三者が著作権を有する著作物（以下「第三者著作物」という。）を使用して作成することができるものとし、この場合、成果品の著作権は、第三者著作物を使用した部分を除き、山口県に帰属するものとする。
- (3) (2)の場合、受託者は、第三者の著作権等を侵害しないよう留意するとともに、山口県が第三者著作物を含む成果品を使用するにあたり支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (4) 本委託業務仕様書に基づき受託者が実施する面談会、セミナー・講座その他の業務で使用する受託者の著作物については、成果品に当たらないことを、山口県及び受託者は相互に確認する。

10 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、山口県と受託者の協議により、これに従わなければならない。

11 資料の提供

- (1) 山口県は、受託者が本仕様を実現するに当たって必要と認められる資料を、受託者に無償で貸与する。
- (2) 受託者は、提供を受けた資料が不要となったときは、遅滞なく山口県に返還すること。

12 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて山口県と受託者協議の上、これを解決するものとする。

以 上